

# 不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部改正

所要の規定の整理を行うこと。

第二 附則

この政令は、令和六年十月一日から施行するものとすること。

(本則関係)

(附則関係)